

## 令和2年度第1回鴨川市地域福祉推進会議

日時 令和2年9月18日（金） 午後2時から

場所 鴨川市ふれあいセンター2階 コミュニティーホール

### 【出席者】

（委員）

石井 一巳 榎本 豊 井田 眞一 鈴木 助市 鎌田 麻子 高橋 和夫 遠坂 貴志

鴨川市

健康推進課 角田守課長 子ども支援課 石井利彦課長

社会福祉協議会 事務局 羽田幸弘次長 福祉課 鈴木幸雄課長

健康推進課 保健予防係 山口恵子保健師長 健康推進課 山口文子課長補佐

福祉総合相談センター 濱崎圭一主任社会福祉士 福祉課 渡辺賢次課長補佐

福祉課地域ささえあい係 星野誠係長 健康推進課保健予防係 平川健司係長

社会福祉協議会 事務局 高橋徹主任 福祉課地域ささえあい係 小池奈緒美主事

ジャパンインターナショナル総合研究所 山下 佐藤

【傍聴人】 2名

### <次 第>

1 開 会

2 あいさつ

3 委員等紹介

4 委員長、副委員長、会議録名簿人の選出

5 議 件

（1） 第3期計画策定に向けて【資料1】【資料2】

① 計画概要について

② 健康増進・地域福祉に係る国・県の主な動向

③ 策定の流れ

（2） 健康福祉推進計画の構成について【資料3】【資料4】【資料5】【資料6】

① 目次について

② 成年後見制度利用促進基本計画について

③ 地域福祉活動計画について

（3） 地域福祉計画策定における報告及び今後の取り組みについて【資料7】【資料8】

① 市民アンケート調査報告

② 団体アンケートについて

③ 会議、パブリックコメントなど

④ 前回会議の際に頂いたご意見

6 その他

7 閉 会

1. 開 会
2. あいさつ
3. 委員等紹介
4. 委員長、副委員長、会議録、名簿人の選出

鈴木課長：ただいま事務局から説明のありました委員長・副委員長につきましては、設置条例第4条第1項に「委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。」と規定されておりますので、これにもとづき委員長につきましては、私の進行で決めさせていただきます。

仮議長(鈴木課長)：それでは、早速、委員長のご推薦をいただきたいと思います。いかがでしょうか。暫時休憩とさせていただきます。

仮議長(鈴木課長)：それでは、会議を再開させていただきます。どなたかご推薦をいただきたいと思います。

石井委員：榎本豊委員さんを推薦いたします。

仮議長(鈴木課長)：ただいま、石井一巳委員から「榎本豊委員を委員長に」というご意見をいただきました。委員のみなさま、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

仮議長(鈴木課長)：よろしいでしょうか。それでは、みなさまのご賛同をいただきましたので、委員長には榎本委員、よろしくお願いいたします。委員長が決定いたしましたので、これで、仮議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

委員長：会長の榎本でございます。みなさま方のご意見等をまとめさせていただきます。よろしくお願いいたします。早速ですが、副委員長の選任に移らせていただきます。いかがいたしましょうか。暫時、休憩とさせていただきます。

委員長：それでは、会議を再開させていただきます。どなたかご推薦をいただきたいと思います。

鎌田委員：石井一巳委員さんを推薦いたします。

委員長：ただいま、鎌田委員から「石井一巳委員を副委員長に」というご意見をいただきました。委員のみなさま、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : よろしいでしょうか。それでは、みなさまのご賛同をいただきましたので、副委員長には石井一巳委員、よろしくお願いいたします。

副委員長 : 副委員長の石井でございます。委員長を補佐し、一生懸命努めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 : 改めまして、議長の榎本でございます。地域福祉計画は福祉の一番大事な部分でありますので、みなさんの貴重なご意見をいただき、第3期計画をまとめていきたいと思っております。本日の会議は1時間程度を予定しております。お手元の次第に沿って進めてまいりたいと思っております。なお、本会議は録音させていただきますのでよろしくお願いいたします。

会議録の確認をしていただく委員を私の方から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。委員名簿の順番でお願いしたいと思っておりますので、井田眞一委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。

## 5. 議 件

### (1) 第3期計画策定に向けて【資料1】【資料2】

事務局 : それでは、説明をさせていただきます。まず、資料1、令和元年度地域福祉推進会議の資料から説明させていただきます。

実は、この資料ですが本年3月23日に書面会議として実施した際の会議資料の再配布です。よって委員のなかには吟味いただいて十分承知されたという方もいらっしゃるかと思いますが、この資料1の部分は、今回の地域福祉計画作成の基本となる部分ですので第1回が書面審査として説明機会がなかったことを踏まえ、今一度おさらいという意味で概要の説明を簡単に行いたいと思っております。

まず、2ページ目計画概要についてです。

①地域福祉とは。4行目からの「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、助け合い・ささえあいの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を地域全体で推進していくこと」でございます。これを「自助・自立」「共助・共生」「公助・公共」という考え方を基本に、地域福祉を推進していくものです。

次に3ページ 計画の位置づけですが、ここだけ重要なので少しきちんと話します。

本計画は、地域福祉計画と健康増進計画の二つを一体で策定するものとして、本市の健康・福祉に関する各種施策を総合的に推進していく基本となるものです。市では第2期と同様に第3期においてもこの二つを健康福祉推進計画として一体で作成します。

内容については、ページ3の真ん中のイメージ図のとおり、第3期の鴨川市健康福祉推進計画は、鴨川市健康増進計画の中に食育推進計画と自殺予防対策計画を内包したのものとして作成し、地域福祉計画と一体のものとして予定いたします。また、この第3期においては、これまで地域福祉計画と連動・連携としていた「地域福祉活動計画」について一体で作成することとしています。

今回この「地域福祉活動計画」について地域福祉計画の中に盛り込む形で一体で作成する方針としました。

これは、そもそも2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画として両計画を共通の理念や施策方針の下に策定し、相互に補完・補強しながら推進していくこととしたいとの考えに立って一体で取り組むこととしたためです。また、本計画は、市の各福祉関係の計画の上位計画として位置づけされる計画となります。

それぞれの計画の趣旨については3ページに記載のとおりです。

次に3ページの下(3)「計画の期間」ですが、令和3年度から令和7年度の5か年となります。

次に、4ページになります。2地域福祉にかかわる動向について。

次に(2)国の動向についてと(3)策定において重視すべきことは、こうした分野の専門のジャパン総研の方より説明をしていただきます。

以上簡単ですが、第3期地域福祉計画策定概要についておさらいとして説明させていただきました。以上でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。

こちらの資料は、主に前半が健康増進に関する資料になっております。後半10ページからの、地域福祉に関するページをご覧くださいませでしょうか。それでは、こちらの「国・県の動向」につきまして、本日はかいつまんでご説明をさせていただきたいと思っております。

まず10ページには、地域福祉に関する国の動向を載せております。(1)「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定が平成28年にございまして、地域共生社会の実現というものが打ち出されております。そういったことで、(2)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置など、検討が諸々進められてきた、という流れがございまして。

続いて11ページをお開きください。同じく平成28年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されている年になります。

次に、12ページをお開きください。平成29年には、社会福祉法が一部改正されました。ページの中程、第106条の3にありますように、包括的な支援体制が新たに盛り込まれたほか、下段の方、市町村地域福祉計画の第107条がございまして、こちらに一と五の項目が新たに追加されました。

この法律を受けまして、次に13ページ、(6)「地域福祉計画策定ガイドライン」というものが、初めてしっかりとした形で国から示されているものとなります。特に大きいものとしては、一「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項について」ということで、ガイドラインでは約16項目程のものが示されております。

ページが少し飛びまして、15ページをご覧ください。こちらについては、「包括的な支援体制」の部分についてです。五「前条第一項に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業の関する事項」、こちらが包括的な支援体制についての項目となっております。今回の計画の策定においては、こちらの法律とガイドラインが非常に重要になっております。続いて(7)についてですが、先ほど平成28年に法律が施行されたと申し上げました成年後見制度については、国で利用促進計画が平成29年に閣議決定されて、市町村計画についても策定をするようにということが定められました。

次に16ページをお開き下さい。(8)社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の

推進について、という通知が、厚労省から平成 30 年に出されております。こちらについては、新たな公共の担い手の一つとして、社会福祉法人に対するものが強化されて居るところとなります。

次に 17 ページをご覧ください。(9)「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」についての最終取り纏めということで、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の新たな事業の創設をすべきだという方向性が示されております。

次に 18 ページをお開きください。(10)「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」というものが、今年の 6 月に公布されております。ここでは、地域福祉の推進について改めて明記されると共に、重層的支援体制の整備事業に関する事項というものが盛り込まれております。

続いて 19 ページになりますが、こちらでは県の動向ということで、一点載せさせていただいております。「第三次千葉県地域福祉支援計画」につきましては、平成 31 年に、国の法律施行等を受けて中間見直版が発行されているところです。

簡単ではありますが、以上で説明を終わらせていただきます。

榎本会長 : ただいま説明をいただきました。ご質問等ございますか。特にご発言がなければご了承いただいたということで、次の議題に移らせていただきます。

## (2) 健康福祉推進計画の構成について【資料 3】【資料 4】【資料 5】【資料 6】

事務局 : それでは、まず資料 3 及び資料 4 をお手元においていただければと思います。

昨年の令和 2 年 3 月に、令和元年度の本会議を書面開催という形で、ご協議いただきありがとうございます。それを受けまして、現在進めている内容、スケジュールを確認をさせていただきたいと思います。

資料 3 の通り、現在調査に取りかかっております。その後、現在の 9 月中旬から 3 月末までのスケジュールで進んでおります。表の下部には、健康づくり推進協議会との連携しながら、計 4 回の会議開催を予定が書かれています。第 2 回の会議は 10 月 19 日に予定をしており、12 月に第 3 回目の会議、年が明けて第 4 回の会議を予定しております。お忙しい中恐縮ですが、またその都度ご連絡をさせていただきます。

資料 4 につきましては、この先の会議で検討を進めていく内容を記してあります。

続きまして、資料 5「鴨川市成年後見制度利用促進基本計画」について説明させていただきます。

まず、2 ページには鴨川市成年後見制度利用促進基本計画の法的な位置づけを説明しています。市町村による成年後見制度利用促進計画につきましては、「成年後見制度利用促進に関する法律第 23 条第 1 項」に基づき、国が平成 29 年度から 5 カ年で策定した国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、策定することが努力義務として課せられており、本市におきましては、令和 2 年 3 月に 1 年間を期間として策定したものであります。

次に第 4 章(3 ページ)をご覧ください。鴨川市における成年後見制度利用促進についての取組につきましては、鴨川市単独ではなく、安房 3 市 1 町の広域で事業展開をしており

ます。その理由といたしましては、権利擁護に係る専門職が安房という圏域に広げても数が少ないことや、3市1町共に高齢化が急速に進んでおり、認知症対策が急務であること、また障害福祉サービスの利用においても市町村の枠に捉われず利用している方が多いこと、加えて成年後見制度の核となる機関であります、家庭裁判所の圏域も安房3市1町であることから、広域で事業を展開することが効率的かつ効果的であるということから、安房広域で事業展開をしております。

次に、地域連携ネットワークと中核機関の整備についてご説明させていただきます。4ページのイメージ図をご覧ください。

判断能力が低下した高齢者や障害のある方を中心にケアマネジャーや相談支援専門員、医療機関等がチームを組み支援をして行くに当たり、権利擁護支援が必要な事例は、より専門的な支援が必要なこともあるため、多くの機関が本人はもとより、そのチームをフォローする形で支援を進めていく必要があります。多くの関係機関が連携を取りながら支援をすることから、その中核を担う役割の機関として中核機関を市町村単位で整備することが求められています。

安房圏域においては、先ほどご説明した理由から、それぞれの市町で中核機関を設置するには非効率的であること、また連携する専門職や専門機関もほぼ同一であることから、広域型中核機関を設置し、判断能力が低下した方々を支えていくことが望ましいだろうという考えのもと整備をしていく計画を立てさせていただきました。

次に、5ページに移ります。中核機関の役割であります。権利擁護に係る専門的な相談機関として、常時相談が受けられるよう、社会福祉士の専門職が常駐し対応に当たります。広域でも相談対応ができるよう、各市町単位で中核機関が出張相談を行えるよう、各市町や各社会福祉協議会にも協力をいただきながら、対応することとしています。

また、成年後見制度や社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業などの制度の周知を図るため、パンフレットを配布したり、研修会や講演会を開催し、広く権利擁護分野についての周知を図ることをいたします。

次に6ページをご覧ください。行政として成年後見制度の利用を促進するため、日常生活自立支援事業の利用を積極的に働きかけることや、どの地域に住んでいても、制度の利用が必要な人が利用しやすいようにするため、申立費用の助成や後見人等に対する報酬の助成を積極的に行い、成年後見制度利用支援事業の充実を図ることや、各市町においてある程度統一的な運用ができるよう検討を進めていきたいと思っております。

最後に権利擁護支援員（市民後見人）の育成と担い手の確保についてです。

安房圏域には専門職が多くなく、圏域内で弁護士が5名、司法書士が27名、社会福祉士が10名の方々が業務をしています。（社会福祉士はばあとなあ千葉登録者）そのうち、成年後見業務を実際に行っている方々は、弁護士が1名、司法書士が10名、社会福祉士が9名であり、今後成年後見制度に関わる専門職の確保が課題になってくることが予測されます。

そこで、後見人不足を解消することを目的に、権利擁護に興味のある一般市民の方を対象に市民後見人を養成し、継続的に後見業務の担い手の確保していきたいと考えております。6ページの資料にありますとおり、市民後見人の養成は、すでに平成29年度から事業を展開しております。今現在24名の方が養成研修を終了しております。7ページには、市

民後見人の候補者名簿に登録している方の人数を載せておりますが、研修を修了した方すべてではありませんが、安房広域で 19 名の方が登録を済ませているという状況です。

8 ページにつきましては、千葉家庭裁判所本庁が公表しております、成年後見制度の利用者数です。ご参考にしていただきたいと思います。

続きまして資料 6、地域福祉活動計画についてご説明させていただきます。

鴨川市社会福祉協議会が事務局となり、地域福祉活動計画を、地域福祉推進計画の策定期と併せて、これまで策定して参りました。現在の第 2 期の活動計画を概要版ではございますが資料 6 として添付させていただきました。

まず、1 ページをご覧頂きたいと思います。計画策定の背景、地域福祉活動計画の目的が等、まず書かれており、内容は地域福祉計画と同様となっております。また、計画期間についても、同様となっております。市の計画と民間の計画が連動・連携をしながら、同じ目的に向かって進んでいくということから、連携のイメージ図も同様です。

2 ページ、3 ページ目にかかれている内容も、地域福祉計画と同じものになっております。何が異なっているかといいますと、2 ページ目「第 2 期地域福祉活動計画の特徴」の 1 行目にある、「住民による活動である「共助活動」に重点を置いた計画」という部分となります。市の計画にも書かれている、自助・共助・公助の中の「共助」部分に重点的に書かれております。以下、様々な内容について書かれております。これまでは地域福祉計画と重複した部分が多く、同じ形の計画を使い、目的を一つにしながらも、それぞれで計画を策定しておりました。しかし、より一体的に計画の策定を行った方が良いのではないか、という考えが生まれ、この度の第 3 期からは、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体で作成することとしています。

ただし、8 ページ以降に地区社会福祉協議会と出てまいります。鴨川市は地域特性に合わせて 12 区域に分かれております。この部分に関しては、一括して計画を立てることが難しい部分であるため、今後も市社協と地区社協が連携しながら地域特性を考慮した計画を策定していく予定です。説明は以上となります。

委員長 : それでは、説明をいただきましたが、ご質問等ございますか。特にご発言がなければご了承いただいたということで、次の議題に移らせていただきます。

### （３）地域福祉計画策定における報告及び今後の取組について【資料 7】【資料 8】

事務局 : まず、市民アンケート調査について調査報告書を用いてご説明いたします。

本調査は、「鴨川市健康福祉計画」の策定にあたり、近所付き合いや地域活動への参加状況、健康福祉活動などの実態及び市民の考え方や意識の傾向を把握し、今後の地域福祉施策及び健康増進施策を検討するための基礎資料とするために、令和元年度中に実施しました。

調査設計についてです。調査対象は鴨川市内在住の 18 歳以上の市民。無作為に抽出した 2,000 人を調査対象としております。実施時期は令和元年 3 月 7 日から同月 23 日です。

回収結果です。有効回収数は 806 件（40.3%）となっております。資料が膨大ですので、細かな結果はまたお時間あるときにご覧ください。

本日は地域福祉計画部分について主な結果について抜粋して報告します。

回答者の属性について。性別については、「男性」が約4割、「女性」が約6割と、「女性」の割合が多くなっています。年齢については、「70～79歳」が最も多く、次いで「60～69歳」「80歳以上」となっています。

地域とのかかわり方として、13ページをご覧ください。普段ご近所とどの程度の付き合いをしているかについては、「顔を合わせれば、あいさつをする」が約7割で最も多くなっています。

次に15ページをご覧ください。地域活動等に参加しているものについては、「自治会・区の行事に参加している」が4割半ばと最も多く、次いで「地域の子どもたちに声かけしたり、高齢者や障害者の話し相手になっている」と「地域の防災訓練に参加している」が2割半ばとなっています。

地域の状況・課題として、22ページをご覧ください。近所や地域の気にかかる人（支援が必要な人）については、「高齢者のみの世帯（ひとり暮らし含む）」が最も多く、次いで「気にかかる人はいない」「わからない」となっていますが、「病気や障害を抱えている人」「認知症の人」「地域とのかかわりがない人」「ひきこもりや閉じこもりの人」「経済的に生活に困っている人」なども少ないですがいるとの回答がありました。

25ページをご覧ください。居住している地域の問題点については、「緊急時の対応体制がわからない」が最も多く、次いで「特になし」「隣近所との交流が少ない」となっています。ボランティア活動について、28ページをご覧ください。ボランティア活動をしたことがあるかについては、「ある」が約3割となっています。

一方、30ページでは、今後ボランティア活動をしたいと思うかについては、「ぜひ活動したい」と「できれば活動したい」を合わせると約4割で活動経験がある割合よりも高くなっています。

そこで、31ページ。地域活動に参加したいと思う条件については、「気軽に参加できる」が最も多く、次いで「身近なところで活動できる」、「活動時間や曜日が自由に決められる」となっています。性別にみると、男性で「気軽に参加できる」、女性で「身近なところで活動できる」が最も多くなっています。また、男性で「特技や知識を活かせる」が1割半ば、女性で「友人などと一緒に参加できる」が2割半ばと、多くなっています。年代別にみると、50歳代以下で「気軽に参加できる」、60歳代以上で「身近なところで活動できる」が最も多くなっています。また、30歳代以下で「活動情報の提供がある」が約3割と、他の年代に比べて多くなっています。

次に、相談や情報について、33ページをご覧ください。健康や福祉に関して困った時の相談相手については、「家族・親族」が最も多く、次いで「友人・知人」「医師・歯科医師・看護師」となっています。性別にみると、男女ともに「家族・親族」が最も多くなっています。また、女性で「友人・知人」が約4割と、男性に比べて多くなっています。年代別にみると、いずれの年代においても「家族・親族」が最も多くなっています。また、30歳代で「認定こども園・保育園・幼稚園・学校」が約1割、70歳代以上で「近所の人」が約1割と、それぞれ他の年代に比べて多くなっています。

35ページ、福祉サービスに関する情報の入手状況については、「十分に入手できている」と「ある程度入手できている」を合わせると32.9%、「あまり入手できていない」と「ほ

とんど入手できていない」を合わせると 57.8%と、入手出来ていないと感じている人が多くなっています。

36 ページ、福祉サービスに関する情報の入手先については、「市役所の窓口や広報紙」が最も多く、次いで「家族・親族」「地域の回覧板」となっています。年代別にみると、40 歳代以下と 80 歳代以上で「家族・親族」、50 歳代から 70 歳代で「市役所の窓口や広報紙」が最も多くなっています。また、20 歳代以下で「インターネット」が約 3 割、30 歳代で「福祉施設」が 1 割半ば、60 歳代以上で「地域の回覧板」が約 3 割以上と、それぞれ他の年代に比べて多くなっています。

次に、権利擁護に関して、42 ページをご覧ください。成年後見制度は「知らない」が約 3 割、日常生活自立支援事業は「知らない」が約 4 割となっています。

44 ページでは、支援が必要になったときに成年後見制度を利用したいかについては、「今はわからない」が約半数で最も多く、次いで「必要になれば利用したい」が 3 割半ばとなっています。

49 ページ、社会福祉協議会の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が約半数と最も多く、次いで「名前も活動内容も知っている」が 3 割半ばとなっています。

54 ページ、今後地域福祉活動を推進していくために地域住民として必要と考える取り組みについては、「介護をしている人や介護を必要としている人への支援」が約 5 割と最も多く、次いで「病院への通院等の際の外出支援」が約 4 割、「安全で快適な居住環境整備のための活動」が約 2 割半ばとなっています。

資料の後半部分については、健康づくり協議会に関する内容となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。計画策定の基礎資料として、活用していきたいと考えております。

続きまして、資料 7 をご覧いただければと思います。

「鴨川市健康福祉推進計画策定のための関係団体アンケートご協力をお願い」ということで、133 団体にアンケートを発送したところであります。第 2 期地域福祉計画策定の際も、同じようなアンケートにご協力頂いており、比較ができるような形で実施しております。また、昨年の台風災害、新型コロナウイルスの影響について、社会福祉協議会との活動等についてを新たに盛り込みました。アンケートの集計については、取り纏めが終わり次第、皆様にご報告させて頂きたいと思います。また、133 団体以外に、アンケートに協力頂ける団体に心当たりがありましたら、事務局までご意見頂ければと思います。

最後になりますが、前回、書面会議の際に頂いたご意見について 4 点ほど回答いたします。まず、「在日外国人に対する福祉的支援について、鴨川市の分布状況や当事者からの相談件数・内容について共有してほしい。その中で課題があれば、新規施策として入れ込んでほしい」というご意見を頂きました。市民交流課と調整、確認しましたところ、外国人登録人口は、現行計画策定時の平成 28 年の 535 人から令和元年では 660 人と増加しています。相談件数及び内容は、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、様々な相談が増加しています。コロナの影響により令和 2 年度になり 600 人(外

国人登録)あまりの外国人が60人あまり減少している状況であります。理由としては帰国により再入国が困難であるためです。新規外国人が入国できない等が発生し、外国人技能実習生の受入れ現場などで大きな支障が出てきています。相談件数は、令和元年度の合計計が50件、令和2年度は9月17日現在で53件の相談が寄せられています。半年で昨年の総相談件数を超えている状況となっております。このような状況を受け、担当課(市民交流課)とも連携して計画の中に入れていくことも検討していきます。

そして2点目、自然災害のエピソードからの学びを反映してほしいというご意見を頂きました。現在行っている団体アンケートの中で、台風災害、新型コロナウイルスの影響等について触れています。これから聞き取り調査をしていく中でも意識的に聞いていきたいと思っています。

3点目、「地域での人のつながりを大切にし、より強化するための試み」と「グローバルな視点」の両方をもち地域福祉を考え・実現していく必要があるのでは。また、SDGsに沿った行政を展開してほしい、というご意見を頂きました。今年度策定中の他自治体では、感染症対策に配慮した地域活動の展開についても触れているところもあると聞きます。SDGsを含め、グローバルな視点も持ちながら計画の方を策定していきたいと思っています。

4点目、計画の策定にあたりマンパワーも必要ではないか。ボランティアも重要だが、市職員等の専門職の増員も計画に入れてはどうか、というご意見を頂きました。専門職の増員については、地域福祉の内容により取り組んで参りたいと考えています。現在、本市においては厳しい財政事情を踏まえ職員の定員管理があるため簡単に増員はできませんが、委託事業化や補助の拡大まで含め、本市として専門職の増大を図っています。平成29年度からは、福祉課障害福祉係に相談支援機能の強化を目的に、精神保健福祉士を配置しました。平成31年度には、権利擁護推進センターの設置委託により権利擁護の推進を目的に社会福祉協議会に委託し、社会福祉士等の専門職の増員に繋げています。

また、他地域からの移住や新たな地域住人になられた方の疎外感につながらないように地域力を高められるよう、一人一人が心掛けが必要だという視点も需要だと思います。計画策定の際にはその点も配慮してまいります。

以上でございます。

委員長 : ただいま説明をいただきました。10月19日の会議で具体的なお話をさせていただくことになるかと思いますが、せっかくお集まりいただいたので、みなさん全員にご意見をうかがいたいと思います。石井委員からお願いいたします。、何か気づいたこと、また地域福祉計画に盛り込んだほうがいいというご意見など、何でもいいですので、ありましたらお願いいたします。

石井委員 : 社会福祉協議会としては、一緒に地域福祉活動計画を作成していかなければいけない立場なのですが、活動計画が本当に実現できるような、地に足のついた内容にしたいと思っています。

井田委員 : 私どものボランティア活動は非常に高齢化が進んでおり、人材育成の面でとても苦労しているところです。行政の力をお借りできればと思っているので、私たちにご指導していた

だけのような内容が盛り込まれた計画になるのを期待しております。

鈴木委員 : 私は現在行われている市民会議にも出席させていただいているのですが、その中で災害時の取り組み部門の委員として参加しています。今日のご報告は進めている協議内容が同じ部分もあるので、大変勉強になりました。次回の第2回目の会議で意見をさせていただくことができるのではないかと考えています。

あと団体アンケートについて、私は鴨川市グラウンドゴルフ協会の会長をしているのですが、協会には70歳代の方を中心に69歳から90歳の方が55名いらっしゃいます。言葉がけにより、月に1～2人新たに入会される方もいて、人数が増えてきています。私の目指していることは老人の健康づくりで、楽しんで運動をしていただき、病院に行くことが少なくなり、保険料も少なくなるということも含めてみなさんに呼びかけをしています。しかしながら、今回私のところにはアンケート調査の依頼が来ませんでした。相当の団体数にアンケート依頼が出ているのに一生懸命やっている私たちの団体に来なかったことを大変残念に思いました。

鎌田委員 : 先ほどの市民アンケートの調査報告を非常に興味深く拝聴させていただきました。仕事柄、鴨川地域に住んでいる1人暮らしで障害をお持ちの方と日々接しているので、このようなアンケートが届いた時にどう回答していいのか、というご相談を受けます。こういった市民の方のご協力によってこれだけの報告が集まったのは非常にありがたいことだと思います。

もしわかれれば教えていただきたいのですが、アンケートの回収率40%というのは他の自治体などと比べると高いのか低いのか、どうなのでしょう。それによって鴨川市民の市政についての興味の高さ、低さがわかるのではないかとと思うので教えていただきたいです。

事務局 : ありがとうございます。今回の計画である健康増進と福祉についてのアンケートとなり、ボリュームがあったため鎌田委員から回収率が心配だというご意見もいただいていた。少し調べてみたところ、一般的にこの分野のアンケートの回収率は3割くらいが多いという状況のようです。その中で今回は40.3%いただいていますので、分析するために必要な件数をご協力いただけたのではないかと考えております。

鎌田委員 : すばらしいです。未来が明るい感じがしました。

高橋委員 : 私も鎌田委員と同じように、2000人のアンケートに対して800人しか回答していないという状況でみなさんの意見が反映されていることになるのかという気持ちを抱いていました。

また私たち子ども会から見ると、こういった配分で回答者が選ばれたのか、無作為に抽出したのかわかりませんが、子育て世代は20代後半の方が大半で回答する方がとても少ないのではないかと思います。その世代の方の意見がどうやれば反映されるのかがとても難しいと思っているし、逆に言えば私たち子ども会育成連盟の役割がそこに大きなウエイトを占めているのではないかと感じました。アンケートの回答者が少ない中でいかに子育て世代の方

の多くの声を拾って反映させるかという努力をしていかななくてはならないと新たに感じました。

できる限り子育て世代の方の意見をみなさんにお伝えできるようにしたいと思いますが、みなさんからいろいろなことを伝えていただき、知恵をお借りできたらより良い計画ができるのではないかと思います。全国的には4割の回答が多いとは言ってもその量の回答で次回の策定につながるのかと少し心配になりました。

遠坂委員：私の活動領域である成年後見制度に関して、今日の説明をうかがって非常に嬉しく思いました。鴨川市の成年後見制度利用促進支援の基本計画が地域福祉計画の中に一体化されるということで、かねてより意見をさせていただいていたことが実現するということが嬉しく思い、感謝いたします。

成年後見制度に関して活動している中で、鴨川地域を誇らしく思っています。現在、国をあげて成年後見制度の利用促進体制整備を令和3年末までに全国的に展開するという中で、千葉県の中でも鴨川市は先進的な取り組みを努力してやっていると思います。

昨年10月に厚労省が出しているデータによると、千葉県の54の市町村の中で成年後見制度利用促進体制の要である中核機関を設置している自治体が8つしかないそうです。8のうちの4つが安房地域だそうです。残りの4つは千葉市、木更津市、浦安市、山武市です。非常に先進的な取り組みをされていて、認知症の方が増えていく中、障害者の方が安心して生活していける基盤を作ってくださっている鴨川市の行政に対して改めて感謝申し上げます。

今日参加させていただくにあたり、今日の会議は次期計画に向けてのキックオフのような形なのではないかと思ってまいりました。コロナウィルスの関係で3月開催予定が書面での開催になり、当初の会議の予定よりも改定されたスケジュールはかなりつまっているかと思いますが、今年は第2期計画の5年間の最終年度であり、次期計画を検討するにあたっては、現行計画のしっかりとした評価が必要となるのではないかと思います。その評価というのが今回の資料やスケジュールに見えてこないものでどうなるのかと思いました。

行政評価は一般的にPDCAサイクルで評価していくのですが、次期地域福祉計画は今回の地域福祉法が改正されてから初めての計画ということで、力が入った計画となっていくと思うので、しっかりとした振り返りをした上で、来年4月からの施行に向けていただければと思います。今日も準備はしてきましたが、振り返りをする機会があれば私も思っていることがあるので、今後発言させていただきたいと思っています。

委員長：ありがとうございます。コロナウィルスの関係で課題が山積していると思います。

先ほど評価の件についてご意見がありましたが、それも大事な点かと思うので、次の課題の頭出しをどこに持っていくかについて時間に制限はありますので、みなさんのご意見を踏まえた中で進めていただければありがたいと思います。

成年後見制度については、日常生活支援事業についてはかなりの実績があるのですが、そこから成年後見制度に移るとするのは、3市1町でやっても人口があまりいないので少ないかと思う。日常生活自立支援事業の方が住民の方に密着しているのでその辺りも

考えていただきたいと思います。(3)地域福祉計画における報告及び今後の取り組みについてはご意見ありますでしょうか。

事務局 : 委員のみなさんからご意見いただいた中で2点ほど回答させていただきます。高橋委員からご意見をいただいた地域の声をどのように拾うのかについて、アンケートの回収率は40.3%ということだったのですが、回答された方の内訳についてはP7に出ています。こういったアンケートを行うと回答者は高齢者の方が多い特徴があります。どのようなアンケートであっても大体傾向は同じとなっています。これは、高齢者の方が地域活動に参加されている確率が高く、関心が高いのでこういった傾向になっているのが実態です。

P17に先ほどの質問についての年代別の内訳が全部出ていますが、例えば「エ自治会・区の行事に参加している」を見ると、年代別に大きな違いがあるのがわかります。このアンケート結果を年代別に区切ったものを見るとかなりの違いがあるのが実態となっています。つまり若い人の意見と高齢者の意見とではかなり違います。しかし、これを全て説明させていただくとかなりの時間を要するため、ご自分で鴨川市の傾向をご覧いただける資料としてご活用いただけるとありがたく思います。

次に遠坂委員からご意見をいただいた評価について、コロナウィルスの関係で事務の方が止まってしまった兼ね合いもあり、評価についての資料が間に合いませんでした。これは10月の第2回会議の際に平成28年度から令和元年までの4年間の鴨川市における取り組みを表でまとめたものを資料として提出させていただく予定です。鴨川市における取り組みの結果を評価として載せることでみなさんにご意見をいただく形を取りたいと思いますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 : 他にご意見ございますか。事務局におかれましてはいただいたご意見を踏まえて次の会議に臨んでいただきたいと思います。議事が終わりましたので、これにて委員長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 : 榎本委員長におかれましては議事を進行いただきありがとうございました。委員のみなさまにおかれましても長時間にわたりご審議ありがとうございました。

## 6. その他

事務局 : 次回の会議について、依頼文をお渡ししております。よろしくお願いいたします。

## 7. 閉 会

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議録の内容について確認しました。

令和2年10月19日

署名 井田 眞一